

令和3年10月27日(水)

令和3年第10回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和3年第10回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、11番：川満広紀委員、12番：久保弘美委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の国仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に
説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は10件でございます。
受付番号1番から10番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から10番は、別紙参考資料1ページから10ページの調査書の
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た
しております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、城辺小学校の北東800㎡に位置し、当地はこれまで圃小作状態でありましたが、譲受人が所有権移転して機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番と3番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、旧地盛公民館の東側300㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は、下南公民館の東側200㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号4番・5番・6番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、福山集落の東側の土地改良区に位置し、譲受人はハーベスター等の機械を所有してサトウキビ栽培です。

受付番号5番の説明をいたします。場所は、西辺小学校から南側300㎡のひよどり保育所隣に位置し、譲受人はハーベスター等を所有してサトウキビ栽培です。

受付番号6番の説明をいたします。場所は、受付番号5番と同じヶ所で、譲受人は兄弟の機械を使用してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、伊良部佐和田の平成の森公園向けに位置し、現在耕作放棄地ではありますが、譲受人が移転して耕作し、機械等は委託して牧草栽培です。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

津波古推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、鏡原中学校から地盛公民館向け300㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、県道201号線（平良・友利線）と県道246号線（城辺・下地線）の交差点を琉球産経向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部2区推進委員にお願いいたします。

前泊推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、県道佐和田線の間あたりから450㎡南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から10番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）は、5件でございます。受付番号11番から15番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号11番から15番は、別紙参考資料11ページから15ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号11番と12番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、西添道集落内に位置し、譲受人は機械等も所有して、トウガラシ、アスパラ、アボガド等の野菜作栽培です。

受付番号12番の説明をいたします。場所は、宮古島市クリーンセンターから北側1kmに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ、蕎麦等の栽培です。

議 長： 次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、保良公民館の東側100mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号14番と15番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、西中の東底原の南側に位置し、譲受人は夫婦経営で機械等も所有してマンゴー作栽培です。

受付番号15番の説明をいたします。場所は、西中の西底原の基盤整備地区に位置し、譲受人は畜産経営で牛の増頭計画での牧草管理です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）」受付番号11番から15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃借権の設定）」について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃借権の設定）は、3件でございます。受付番号16番から18番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号16番から18番は、別紙参考資料16ページから18ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号16番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号16番の説明をいたします。説明に関しては受付番号1番と関連しません。場所は、城辺小学校の北東800㎡に位置し、当地はこれまで圃小作状態でしたが、譲受人が所有権移転して機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号17番と18番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、西辺中学校の東側300㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号18番の説明をいたします。場所は、西辺中学校の東側に位置し、譲受人はハーベスター等機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・貸借権の設定）」受付番号16番から18番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は7件でございます。受付番号19番から25番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号19番から25番は、別紙参考資料19ページから25ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号19番から25番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第3議案第2号、「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の説明と朗読をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いは2件です。受付番号1番と2番の説明をいたします。

（内容省略）

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、沖縄県家畜保健衛生所の西側に位置し、申請人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、沖縄県家畜保健衛生所の西側に位置し、申請人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願い」受付番号1番と2番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員をお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、下地中学校の北側500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番から6番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号2番の場所は、更竹病院の北東に位置し、受付番号3番から5番の場所は、福嶺小学校の東側に位置し、受付番号6番の場所は、宮古空港の北側に位置し、譲受人は農地中間管理機構を通してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたしますが、6番：砂川佳弘委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 6番委員退室 》

議 長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。では、6番委員の入室・着席を認めます。

《 6 番委員入室・着席 》

議 長： 次に、日程第 5 議案第 4 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は 7 件でございます。受付番号 1 番から 7 番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号 1 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 1 番の説明をいたします。場所は、与那覇集落防災センターから西側 500 ㎡の基盤整備地区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 2 番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は友利のティダファーム多良間の南側 400 ㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、友利集落の北側のティダファーム多良間の東側350㎡に位置し、譲受人は畜産経営で牧草栽培です。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、砂川小学校の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、川満市営住宅から北側550㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、上野小学校と中学校間を城辺向けに位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ栽培です。

議長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、野原集落の葉たばこ乾燥施設から西側に位置し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ栽培農家です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から4番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施工規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員をお願いいたします。

玉元委員：

現地調査の報告をいたします。日時は令和3年10月8日（金曜日）に調査委員として7番：砂川委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、池村主任、仲間さんの7名で調査し、日程として午前9時30分から午後4時15分まで現地調査、午後4時15分から45分まで事務局にて調査内容調整会議を行い、10月15日の内部審査での4条申請4件、5条申請22件、合計26件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は城辺 A コープの東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、東小学校の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地・公共施設等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、新城集落の北側750㍍に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、城辺3区：下地堅士郎推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。
質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 城辺3区推進委員退室 》

議 長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。
では、城辺3区推進委員の入室・着席を認めます。

《 城辺3区推進委員入室・着席 》

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、22件でございます。
受付番号1番から22番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から22番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

玉元委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、東小学校の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他原野・宅地等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

玉元委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、東小学校の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他原野・宅地等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

玉元委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、東小学校の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他原野・宅地等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、東小学校の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他原野・宅地等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、東小学校の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他原野・宅地等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、旧来間小学校の東側80mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、福嶺小学校の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、ドラックストア・モリ宮古島店の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宮古島市役所から500m以内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、結の橋学園の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・公共用施設等に囲まれた農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、池間酒造の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、原野・障害の多い道路等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、城辺線の嘉数アパートの西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、社会福祉ふれあいの里の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、下地の与那覇集落防災センターの西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、狩俣集落のすむばり食堂の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、宮古製糖伊良部工場の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、農作物加工販売所施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は、東小学校の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、旧佐良浜小学校の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号17番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号18番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号18番の説明をいたします。場所は、旧佐良浜小学校の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議長：

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号18番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号19番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号19番の説明をいたします。場所は、久松中学校の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・公共施設等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号19番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号20番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号20番の説明をいたします。場所は、久松中学校の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・公共施設等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号20番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号21番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号21番の説明をいたします。場所は、久松中学校の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・公共施設等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号21番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号22番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号22番の説明をいたします。場所は、砂山カフェの南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号22番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第8議案第7号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号1番の説明をいたします。9月7日に平良地区農地パトロールを行い、場所は、池間漁港の北側400に位置し、申請地は岩盤等で20年以上前から農地としての利用がなく、今後も利用見込がないため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、東川根自治会館の西側に位置し、岩盤が多く表土がないことから原野状態であるため、今後も農地利用が見込めないため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、沖縄電力宮古支店から南東200mに位置し、申請地は道路等がなく、袋地で30年以上前から農地としての利用がなく、原野状態であるため今後も農地として見込めないため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第 2 1 条 (委員の発言)

《 発言なし 》

議 長： 各地区推進委員による各地区の農地パトロールの報告について発表していただきます。

平良地区：上地推進委員が報告、伊良部地区：長嶺推進委員が報告

城辺地区：島尻推進委員が報告、上野地区：下地推進委員が報告

下地地区：友利推進委員が各地域における農地パトロールの報告をしました。

議 長： ほかに発言したい委員はいませんか。

はい、上野 3 区推進委員

友利推進委員：

宮古島市の農業センサス調査で、農家戸数の動態として、20 年後にはどうなっているのか？減少していくのが心配ですけど。

会 長： 宮古島市の各農家に対して農業関係意向調査等を実施しながら、農地の確保等
は行っていくことになりますので、委員・推進委員の皆さんには頑張って頂きたい
と思っております。

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、
字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和 3 年第 1 0 回宮古島市農業委員会総会を
閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和 3 年 1 0 月 2 7 日

会 長 芳 山 辰 巳
1 1 番委員 川 満 広 紀
1 2 番委員 久 保 弘 美